

## 令和5年度旭川市図書館雑誌スポンサー募集要項

### 1 雑誌スポンサー制度の内容

旭川市図書館の指定する雑誌の中から1誌又は複数誌の購入費をスポンサーに負担していただき、提供雑誌の最新号カバー表面と雑誌架の扉にスポンサー名を表示すると共に最新号カバー裏面に広告を掲載できます。

### 2 雑誌スポンサー制度の目的

旭川市図書館の新たな図書資料等を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とします。

### 3 スポンサーの対象者

次に該当する方はスポンサーになることができません。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続き中の者
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に定める貸金業を営む者
- (3) 旭川市内又は近隣8町のいずれかに本店又は支店、営業所等がない者
- (4) 雑誌の発行元
- (5) 個人

### 4 広告の内容

広告の内容が次に該当するものは、広告の掲出を行いません。

- (1) 法令等に抵触するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人又は団体の意見広告に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
- (7) 商品先物取引に関するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲出することが適当でないもの

### 5 スポンサーの期間

令和5年4月から令和6年3月まで ※途中申込みの場合は申込み翌月から3月までとします。なお、特にお申し出のない限り翌年度以降も自動継続となります。

## 6 募集期間

令和5年3月31日で一旦締め切ります。その後も随時受け付けますが、広告の掲出等は雑誌購入費の払い込みが確認できてからとなります

## 7 広告等の規格

- (1) スポンサー名は縦4センチメートル、横11センチメートル以内とし、オレンジ地に文字は黒とします。字体は規定せずロゴ等の使用もできます。
- (2) 広告はB5サイズとしますが、雑誌カバーの大きさにより縦20センチメートル、横11センチメートルとなる場合があります。雑誌カバーの表裏2種類の広告が見えるよう両面印刷（片面印刷を2枚でもよい）とします。前述4以外の規定はありません。

## 8 広告等の掲出期間

雑誌購入費の支払いを確認後、速やかに掲出し令和6年3月までとします。なお、この期間内は何度でも広告の変更ができます。

## 9 対象雑誌

中央図書館、末広図書館、永山図書館、東光図書館、神楽図書館の雑誌が対象となります。詳しくは「雑誌リスト」をご覧ください。

## 10 スポンサーの申し込み方法

雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を中央図書館に提出してください。郵送、ファクシミリでも受け付けます。

## 11 雑誌購入費の支払い

雑誌の購入費は前金で直接書店等にお支払いいただくことになります。スポンサー決定時に連絡いたします。

## 12 雑誌の休刊

提供雑誌が休刊となった場合は、協議のうえ他の雑誌に振り替えとなります。

## 13 連絡先

旭川市中央図書館 奉仕係

〒070-0044 旭川市常磐公園

TEL 22-4174 FAX 25-4793